



東京都渋谷区代々木2丁目23番1号  
ニューステイトメナー833号室 (〒151-0053)  
Tel 03-6240-2300 Fax 03-6240-2301  
E-mail : info@asset-adv.co.jp  
ホームページ : <http://www.asset-adv.co.jp/>



アセットアドバイザー 検索

# AA通信

2011年(平成23年)3月1日 第 25 号

## ☆☆☆ 通信ピックアップ ☆☆☆

～保険金の受け取り方を柔軟に設定する「生命保険信託」～

今年の1月14日に日本で初めて「生命保険信託」が契約されたと報道がありました。病気の娘に対して、葬儀代支払後に残った保険金を、毎月20万円づつ20年間にわたり生活費として振り込む、という契約内容だそうです。

一般的には、幼い子供や知的障がい者、認知症の高齢者などが保険金の受取人となる場合、親族が保険金の管理をするケースが多いですが、高額な保険金を一時的に受取る場合など、トラブルが予想されることも多く、死亡保険金の受取人や支払方法などをあらかじめ柔軟に設定できる「生命保険信託」が、注目を集めつつあります。具体的な商品として、昨年7月、プルデンシャル生命保険と中央三井信託銀行が共同開発し、国内で初めて「生命保険信託」を販売しました。また今年4月から、りそな銀行とアリコジャパンが提携し、取り扱いを始めることを明らかにしています。

信託とは、委託者が受託者に対して財産権の移転その他の処分をし、信託目的に従って、受託者が受益者のために信託財産の管理、処分をすることをいいます。例えば、委託者の所有地を受託者に信託し、受託者がその土地に賃貸ビルを建設、管理し、賃料収入を受益者に交付する、という形が一般的です。

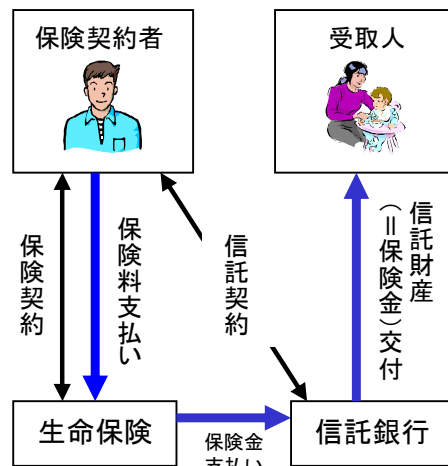
2006年12月、信託法に大幅な改正がありました(2007年9月施行)。受託者の利益相反行為の禁止の例外を許容する措置や、受益者の権利行使をより実効的かつ機動的なものとする措置が講じられ、自己信託、受益権の

有価証券化、受益者の定めのない信託など、新たな信託類型が創設されました。

また、「保険法」が従来の商法から独立する形で、2008年5月に成立されました(2010年4月施行)。保険契約者等の保護や、共済にも適用するなど、社会経済情勢の変化に対応する目的でした。この改正で生命保険会社が信託契約の代理業務を行えるようになり、「生命保険信託」が企画可能となりました。

実務的には、保険契約者と被保険者、理論上の保険金の受取人と、信託契約の委託者が、同一になります。死亡保険金請求権を当初信託財産として受け入れ、その後の保険事故発生によって信託銀行(受託者)が受領する死亡保険金を金銭信託として管理運用し、保険契約者の家族や親族など(受益者)に交付することになります。

### 【生命保険信託の仕組み】



今まで、相続に関連する「生命保険」の役割と言えば、“納税資金対策”、“遺産分割対策”、“節税対策”でした。特に“節税対策”に対し、最近の税制改正では、厳しい改正

が行われて来ました。今回の改正でも「500万円×法定相続人の数」という生命保険の基礎控除について、法定相続人の範囲を「未成年者、障がい者、または相続開始直前に亡くなった人と生計を一にしていた者に限る」と、厳しくなる予定です。

こうした中で「生命保険信託」は、受取人に家族以外の個人や法人等も指定でき、受け取り方も一括や分割、年金払いなど幅広く、また、用途を指定した場合は、信託銀行が確認してくれるなど、より契約者の意思に沿った保険金の使われ方の指定が可能になり、生命保険本来の役割が果たせるのではないのでしょうか。例えば、保険金は残された家族にまず使って貰い、配偶者の死亡や、子どもの成人などを機に、残ったお金を希望の団体へ寄付する。という指定が可能となるのです。

キーワードとしては、【安心】のほか、夫婦による共同委託や、複数の子の共同受益など【複数】、配偶者から子どもへの【連続】受益、財産交付について受益者の事情や需要に合わせてのことや、指図権者や同意者を定めて交付を決めるなどの【柔軟】、障がい者や、浪費癖のある者へ少しずつ渡す【保全】、お世話になった団体への【寄付】、などが挙げられるようです。

今までの個人信託は、3000万円以上の余裕資金がなければ利用できませんでしたが、「生命保険信託」では、3000万円以上の保険契約で利用できます。より身近な「信託」だと言えます。既にプルデンシャルの保険に加入している方は、中央三井信託銀行との信託契約を行うことで、対応が可能となるそうです。私自身も、私の事情に合わせた視点を追加して「生命保険信託」を利用したいと考えています。その結果は、改めて報告をしたいと思います。